

# 認 定 書

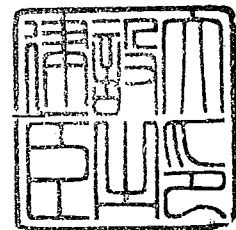
愛知県西春日井郡西枇杷島町恵比須町20番地の1  
マナック株式会社  
代表取締役社長 高橋 政一郎

さきに申請のあった下記の特殊な材料及び構造方法については、建築基準法第38条の規定に基づき、同法施行令第93条の規定によるものと同等以上の効力を有するものと認める。

なお、本認定に伴い、平成7年12月25日付け建設省愛住指発第201号による認定は廃止する。

平成8年8月9日

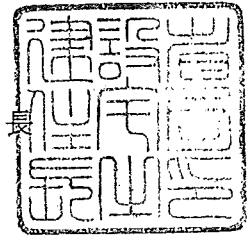
建設大臣 中尾 栄



マナック株式会社

代表取締役社長 高橋 政一郎 殿

建設省住宅局長



建築基準法第38条の規定に基づく認定について  
{NEWニーディング工法（セメントミルク根固め拡底）による先端拡径杭の  
許容鉛直支持力}

さきに申請のあった標記については、建築基準法第38条の規定に基づき、別添のとおり認定されたので通知する。

なお、厳格な工事監理に基づく適正な工事施工の確保を期されたい。

また、本認定に伴い、平成7年12月25日付け建設省愛住指発第201号による認定は廃止する。